第20回横浜市都市美対策審議会政策検討部会 議事録	
議題	議事1 景観制度の見直し検討について(審議)
	議事2 創造的イルミネーション事業について(報告)
	議事3 市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について(報告)
	議事4 魅力ある都市景観の形成について(審議)
日 時	令和2年1月28日(火)午後2時から午後5時まで
開催場所	マツ・ムラホール
出席委員	西村幸夫、大西晴之、国吉直行、鈴木智恵子、関 和明
(敬称略)	四年八、八百明之、四百世刊、如八百心丁、因 10万
欠席委員	真田純子、中島美紅
(敬称略)	
出席した書	堀田和宏(都市整備局企画部長)、嶋田 稔(都市整備局地域まちづくり部長)、梶山祐実(都市整
記	備局企画部都市デザイン室長)、鴇田 傑(都市整備局地域まちづくり部景観調整課長)
	関係局:石川美沙希(都市整備局景観調整課担当係長) 【業事 A】
	【議事2】
	関係局:河本一満(文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課担当課長) 安藤準也(文化観光局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課担当係長)
	及廢毕也 (文化數儿用文化云州創造部川推進部創造部川推進珠担当保政) 【議事3】
説明者	【畷等3】    関係局:黒田 崇(都市整備局都心再生部都心再生課担当課長)
	岳村和範(都市整備局都心再生部都心再生課担当係長)
	【議事4】
	関係局:松嵜尚紀(都市整備局IR推進室IR推進部長)
	森 隆行(都市整備局 I R 推進室 I R 推進課 I R 推進課担当課長)
開催形態	公開(一部非公開、傍聴者:0名)
決定事項	議題1:本日の意見を踏まえ、法定手続きを進めること。
	議題4:本日の意見を踏まえ、引き続き検討を進めること。
議事	
	【議事の一部非公開について】
	(西村部会長)
	まず会議の公開について、事務局から説明をお願いしたいと思います。
	(梶山書記)
	本日の部会については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例第31条に基づき、公開としま
	す。議事4につきましては、同条例7条2項6号の、市の事業等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるよのに該当することから、同21条2項に其づき非公則といたしたいと思います。
	があるものに該当することから、同31条3項に基づき非公開といたしたいと思います。 (西村部会長)
	(四村前会長) 事務局から非公開の提案があった議事4については、横浜市都市美対策審議会運営要綱第11条に基
	事務向から非公開の従業があった議事4については、傾供申仰申夫利束審議云連莒安綱第11末に基づき、非公開ということにしたいと思います。よろしくお願いします。
	(1) 景観制度の見直し検討について(審議)
	議事1について、事務局から説明を行った。
	(梶山書記)
	欠席の委員の方からご意見をいただいていますので、先にご説明させていただきます。中島委員か
	らご意見をいただいております。「バナーのデザイン基準につきましては賛成です。ただ、イベント
	名やデザインなどで、景観にそぐわない宣伝が出てくるおそれもあるので、場所や事案ごとに検討し

ていくべきと考えています。」ということです。また、「映像装置についてですが、これに関してはもう少し規制を緩和して、導入してもいいのではないか。最近ですと、トヨタのウーブン・シティの実証実験ですとか、横浜でもスマートシティ構想などが進んでおりますので、暮らす人とか観光する人たちのニーズに合った街になっていけるというようなことを、この映像装置を使って考えていけるのではないか。」というご提案です。そして街路については「街路に面する、接する定義としてとてもわかりやすくなったと思います。」ということです。あとの意見は、ルールについてというよりは事業についてということだと思いますが、「広い道などで街路にちょっとした段差やオブジェを置けば、そこがとどまる場所になったり、歩行者天国にもなり得るので、そういった仕掛けをぜひしていってほしい。」というご意見をいただいております。以上になります。

# (西村部会長)

ありがとうございました。屋外広告の制度の見直しなのですが、緩和する部分と、具体的な規制内容を明確化するのと、両方あるということです。今回大枠を確認して、次回までに詳細を詰めるということになると思いますが、何かご質問やご意見等があれば。何かありますか。

私から、映像の部分で、10秒ぐらいの静止画と書いてあるのと、それ以外の映像、もっと動いていいものとは、考え方としてはどういうふうに分かれているのですか。動くような映像は、ここは全部対象外なのでしょうか。それとも、あるものはよくて、あるものは静止画でないといけないでしょうか。

# (石川係長)

今の整理としましては、イベント時に期間を限って掲出するものに関しては、静止画という規定は設けていません。資料1の2ページ目右側がイベント時の映像装置の基準になるのですが、イベント時に関しては動いていても構いません。ただ、広告付案内サインのように常に出ているものに関しては、景観審査部会でも議論になったところで、車を運転する方の安全上の問題なども含めて、10秒は静止していたほうがよかろうということです。議論の中では6秒にしたいという話もあったのですが、そこは一定程度静止しているところからスタートしたほうがよかろうという結論になりました。それと合わせた形で、常に出ているものに関しては10秒という形で、今回整理させていただきました。

# (関委員)

質問です。一番最初の、イベント時の一時的な第三者広告物で、右側のページに取り扱いのイメージということで図が3つあります。これは、その上の表示面積のところでいくと、10平米未満とか、20平米以上とか、いろいろなサイズがあると思います。会社名のスペースの話はわかるのですが、例えばこういう立て看板もいろいろあると思うのです。大きさも10平米というと結構大きいし、こういう畳1枚ぐらいの軽微なものもあると思います。その素材とか、構造とか、設置方法みたいなものが、例えば鉄パイプを組んでとか、いろいろあると思うのですが、特に規制というか、こうでなければいけないみたいなルールというのはないのですか。

# (石川係長)

そこを景観計画上、書くのがなかなか難しいところがあると思っています。大きさの規定として、今回景観計画にも書かせていただきたいのが、屋外広告物条例の基準から準用してきているものになるのですが、屋外広告物条例の中でもこうした大きさの規定と、大前提として安全性が担保されていることというところはあります。あとは、設置される方、設計をされる方といいますか、そちらの方が、当然のことながら安全性をきちんと考慮した形で設計をされてということが前提にはなってきてしまうと思います。あと、素材の話に関しても、なかなか難しいところかと思います。

# (関委員)

確かに、規制しだすときりがないと思います。あと、どの場所にどういう置き方をするか、一応全てそれは事前に届け出があって、勝手にということではないですね。

# (石川係長)

はい。位置も含めてです。

# (関委員)

わかりました。

# (西村部会長)

今の関連ですが、屋外広告物条例の中に、例えばある壁面の中のある面積とか、そういう大きさの 基準はありますよね。関委員がおっしゃった1ページの変更案のところで、これは、そういうルール は守りつつ、表示面積の数字をやるということなのですね。

#### (石川係長)

はい、そうです。

#### (西村部会長)

つまり、例えばビル壁面全体を覆い尽くすみたいな巨大なものは、もともと屋外広告物条例では掲出できませんよね。それは、ここもやらないということですか。

### (石川係長)

はい。

# (鴇田書記)

屋外広告物条例のほうからいろいろ制限されているのですが、例えば立て看板は2平米までというルールがあります。簡易な立て看板については2平米までです。例えば、日本大通りはイチョウが景観重要樹木になっていますが、そこに立てかけてはいけないというのが景観計画から来ています。また、あそこの道の両側に植樹帯がありますが、そこの中には極力入れるなというような協議を行ったりしています。

# (西村部会長)

これだけ読むとその辺のことがわからないのですが、背景があるということですね。私がそういう意見を持っているかどうかは別ですが、ただ、1つ質問なのは、かなり特別な、期間を限定したものは、もうちょっと緩めてもいいのではないかという意見もあるのではないかと思うのです。例えばオリンピックに向けて都内で、ビル全面を覆うようなすごく大きなバナー広告を張ろうということがあって、そんなのは普通だったらあり得ないのだけれども、特別な時だけだからやりましょうということになっているのです。つまり、ある種イベントの、非常に特別なときには、何か違うものがあってもいいのではないかという意見もあるかと思うのですが、それに対してはどういうふうに答えるのですか。

#### (石川係長)

例えば、日本大通りでいいますと、横浜市としてもこれまで非常に景観を大事にしてきたエリアなので、イベントとはいっても一定の線引きは必要であると考えております。何でも出せてしまうと、それなりに広告価値としては高いところになってくるのであろうと思いますので、乱立してしまうおそれがあるかと考えています。なので、今回は必要最低限の範囲というところで基準を設けさせていただいたということです。仮にオリンピックとか国家的なイベントで大々的に出したいという話があった場合は、屋外広告物の包括的なただし書きを今回設けますということで説明をさせていただいています。これらの少し特別なものに関しては、基準に合致しない屋外広告物の取り扱いについてというところのただし書きを設けさせていただくので対応できるということです。

# (西村部会長)

ここで対応できるということですね。何十年に1回で出されたものも、そういうイベントの協賛み たいなもので第三者広告的な記載がないところなどはそういうことをやればいいと。

# (石川係長)

はい。ただし、都市美対策審議会にかけさせていただくことを想定しています。

# (大西委員)

意見ではなくて、私も質問なのですが、課題③の内照式照明装置とか、課題④の映像装置についてのことです。都市美で検討することではないのかもしれませんが、③の場合の内照式の照明装置が入ったものについての安全基準であるとか照度であるとか、同じように④の映像装置についても、明るさなどの規制というか目安とか、そういうものはあるのでございますか。

# (石川係長)

今お話しいただいた、内照式照明装置の安全性の話ですとか映像装置の照度に関しては、特段基準はないです。

# (大西委員)

そうすると、掲出される方の考え方ということですか。

# (石川係長)

少なくとも安全性に関しては、安全であることがまず大前提にはなってきます。

# (大西委員

ただ、非常にここのところ、天候にしても今までになかったような強い風であるとか、そういったことも最近起きています。

# (鴇田書記)

景観計画では、数字であらわせるもので規制をかけるという趣旨でございまして、実際の見え方が どうなるかとか、あるいは色とかについては、景観協議のほうでいろいろ協議させていただいて、明 る過ぎる場合にはもうちょっと落としてくれという要請をしていくということになります。実際、広 告付案内サインをデジタル化するというお話になったときに、実際のものを見に行って、どの程度下 げたらいいのだろうかということを、景観審査部会では行っています。

#### (国吉委員)

今、大西委員が言われた構造的な問題は、事前にチェックするのでしょうか。

# (鴇田書記)

イベント等で広告等を出すときには、必ず景観協議をさせていただくこととなっておりまして、その中で安全性だとか、そういったものについてもあわせてやっていくことになります。

#### (西村部会長)

つまり、ここでは数値基準として明らかにできるものはやるけれども、そうではない質にかかわる ものとか、構造にかかわるようなものはそちら側でやることになっているということですね。

#### (鴇田書記)

また、明るさは場所によって違うと思いますのです、その場に合った明るさを求めていきたいと思っております。

#### (西村部会長)

2ページ目の内照式照明装置ですけれども、そこに書かれる文言に関しては1ページ目の基準が適用されるということですか。イベント名で、第三者広告は10分の1だとか20分の1だとか、これを適用するということですね。

# (石川係長)

はい。

# (西村部会長)

もう一つ細かいことで、ここの中に幾つか、高さが3メートルとか、2平米とか細かい数字が出ていますが、この根拠というのは、今まで使っているものを使ってきているということなのでしょうか。

# (石川係長)

こちらの平米数ですとか高さの根拠ですが、今、設置されている広告付案内サインの大きさがこれの目安になっております。

# (西村部会長)

ということで、一応そういう根拠で数字が出ているということですね。

# (石川係長)

はい。

# (西村部会長)

もう少し、1ページ目の第三者広告の部分の右側の変更案ですが、(a)、(b)、(c)と分かれていて、(a)が10分の1で、(c)は20分の1で、途中は1 平米と、ここだけ数字です。ということは、表示面積が10平米から20平米の間は、いずれにしても1 平米しか出せないというのは、何か変な感じがします。それだったら、20平米以上にしてしまってとか、ここだけ数字が10分の1とかにしないで、1 平米になっているのは何か理由があるのですか。

# (景観調整課)

もともとこの数値の規定は、屋外広告物条例の規定の中にある数字で、公共の目的の広告物とかは、事前に協議を行えば許可を不要とできるという規定があります。ただ、その公共の広告の中に一部協賛企業名とかを入れる場合に、この面積以下であれば、そこは公共目的ではないけれども申請が不要になりますという規定の数字が1平米なのです。

今、(a)、(b)、(c)と書いてあるとおりの数字になっていて、そこから数字を引っ張ってきているという形になります。

# (西村部会長)

そこから来ているということですね。

よろしいですか。全体としては、こういう方向でやっていただくということで了解ということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### (西村部会長)

ありがとうございます。

(2) 創造的イルミネーション事業について(報告)

議事2について、事務局から説明を行った。

# (西村部会長)

ありがとうございます。これに関して、何かありますか。

#### (梶山書記)

それでは、欠席の中島委員からご意見をいただいておりますので、ご説明させていただきます。こちらの評価について、幾つかご意見をいただいております。質問内容の「横浜港の夜景」というイメージがそれぞれ違うということもあると思っていますということで、「具体的にどういったところがよかったかということを聞き取れるとよかったのではないかということが、まず1点あります。それから、情報の発信というところでいきますと、テレビ番組、ローカルなど、どちらかというと年配対象者向けの情報発信が多くて、委員自体は期間中に情報を受け取ることがなかなかできなかった」というご意見。あと「アンケートの回答数」につきましても、「以前自分で、アルバイトでやられたときに、大通り公園などのイベントは1日100万人近くの配布ができたというところもあるのですが、今回、ARアプリを使っている中でのアンケートということで、アンケートに答える側もストレスがあるような状況だったと思うので、そこら辺のやり方をもう少し工夫したらよいのではないか」というご意見をいただいております。

# (西村部会長)

ありがとうございます。それでは、前回委員の皆さん方にも体験していただいたわけですが、感想でも構いませんので何かあればと思います。

# (鈴木委員)

こちらにも反省点とかが書いてありましたが、色が原色で特にピンク系が、品がないように私の目には映りました。もうちょっと色の工夫があるといいということです。あと、開催の期間ですが、これはやはり冬場のクリスマスイルミネーション時に合わせてやるということで、これからも考えていらっしゃるのですか。

# (河本課長)

色についてですが、まず、これはフルカラーの機材を使っていますので、これからいろいろと、同じ赤系でもピンク系でも工夫はできると思っております。期間については、今回イベントという制約がありましたので、今の基準ですと3カ月以内しかできないのです。今回、この実験で高評価を得れば年中行事に向けて、地域の方々に協力していただかなければいけないのですが、今回は11施設に参加していただいているのですけれども、それを増やして、かつ、期間も延ばしていきたいと思っております。先ほどありましたが、今回たまたま10分間だけの演出を6、7、8、9時とやらせていただいたのですが、将来的には海外のように8時に1回だけということを何時台かに期間を長くやる方向で検討してまいりたいとは思っております。

# (鈴木委員)

かえって、夏などに夕涼みがてらみたいな感じでやると結構いいのではないかと思いました。

あと、大規模でかなり光の洪水的な部分もありますので、それに関して、例えば近隣とかからクレ ームみたいなものは全然なかったですか。

# (河本課長)

今回、特にクレームはございません。ただ、都心部全体でもそうなのですが、周辺にマンション居住者の方がいらっしゃいますので、会場広場の制約で9時以降は基本的に音出しイベントはやらないという配慮はさせていただいております。

# (安藤係長)

少し補足しますと、今、河本からも申しましたとおり、苦情的な話としては、光の害的な面では特にありませんでした。逆に、先ほどもご説明したのですが、サーチライトがもっと見えると思ったとか、もうちょっと見えるようにしてほしかったみたいな、そういった意味での苦情は何件かいただき

ました。

# (国吉委員)

今年は実験で、まだ中途半端だったかなという感じがするのですが、横浜らしい独自の景観というのでしょうか、何か語れるような演出性みたいなものがもう少し欲しいという感じがあります。光でいろいろな工夫、インタラクティブな呼応をしたりとか、実験的なところはあるのですが、横浜のどういう個性をつくろうとしているのか、テーマ性みたいなものがもう少しあったほうがいいという感じがしました。その辺については、次年度以降の実験で工夫するのかしないのか、今までの、ここで書かれているようなことの延長上でやるのか、その辺をもう少し議論いただいたほうがいいという感じがしました。

あと、逆に単色で全体を演出する部分が少しあると、逆にカラフルな部分が生きてくるのかなと。 ある一定の時間、白色系で全部やってみるみたいなことがあると、多色の演出が生きてくるみたいな ことがあって、それの組み合わせなども、本当はやってみたらどうかという感じがしました。これは 個人的な意見です。

#### (西村部会長)

ご意見を承るということでいいですか。ありがとうございます。

#### (関委員)

実際に案内いただいて、ARを体験したのですが、スマートフォンのアプリで中を見ていくというようなものをいろいろやっていると思うのですが、多分、あれば相当続けて、それこそ演出で映像が広がっていってという条件がいるのかなと思いました。そのとき、1回だけ行って、しょせん画面の中で見ているので、これだけではまだ広がり切れないのではないかという感じはしました。操作を簡単にできる世代とか、いろいろ問題はあるかと思います。

これはちょっと個人的な趣味もありますけれども、サーチライトがもっと荘厳なというか、崇高なというか、ライゾマティクスさんがやるということで、大昔にアルベルト・シュペーアがやったような感じのものを映像でも見ていますので、160本とかそれぐらいのものを期待していました。それくらいあるとシンプルだけれどもインパクトはあるのかなという印象です。今回はいろいろシンクロしていくという中で、色が変わる、同期するというのはわかるのですが、やってみるとそれだけかみたいな感じもちょっとありました。あと一つ、汽車道でBGMを使ったシンクロというのがあったみたいですが、音はまた光とは別の面でどういうふうに伝わるかというのがあると思います。海外などではサウンドスケープと光のビジュアルとでシンクロさせるというのがあるので、少しうまく考えていただけるといいと思います。

# (河本課長)

実は、我々もサーチライトをやってみて、大気の状況によって見えづらい日と見える日があるというので、非常に反省点です。最初、ライゾマティクスが提案したときに、先生がおっしゃったように、水際線上に200個ぐらいずらっと並べて上に向けたらどうかという案もあったのですが、やはり予算とかいろいろな関係で今回は20本というところで落ちついたところです。

あとは、報告を忘れましたが、音についても実はシンクロしていまして、広場以外の汽車道、大さん橋、それとコスモクロック、4カ所で同じように音を10分間シンクロさせています。将来的には、街のいろいろなところの音もシンクロさせて、10分間に同じ音が流れる、または、ある程度ストーリー性を決めた光がうごめくということを、どこを歩いていても感じられるように街全体がそういうふうに広がって、年中できるといいなというのがあります。そうは言っても視点場を決めていかないと見栄えというものがありますし、これはなかなか課題がたくさんあるのですが。インバウンドの皆さんに喜んでいただけるような観光コンテンツに育てていかれればいいなという思いで、実験させていただいております。

# (大西委員)

私は個人的に、こういういろいろ新しいことに挑戦というのは非常に大賛成なのです。定性的評価の視点場というか、近景とか中景とか遠景とかがありますが、高速道路だから問題はあろうかと思うのですけれども、ベイブリッジなどからだと離れていてなかなか見えないのではないかと思います。サーチライトの件が先ほど来出ていますが、もうちょっとベイブリッジなどを通っている人も、横浜でああいうのがあるんだということによって、これから横浜に寄ってみようとかもあり、そのような検討をいただくことは可能なのでしょうか。

# (河本課長)

実は、ベイブリッジそのものもうまく色を変えるようなことはできないかということが一つと、そ

れから、ベイブリッジで車を運転しているところから見てもらうのはなかなか大変なのですが、その下のスカイウォークから見たときの視点場というのも検討したらどうかという意見もありましたので、来年は少しそういったことも検討してみたいと思っております。

# (西村部会長)

容易に想像できるのは、若い人は喜ぶのかなという感じなのですが、年代的なバランスというか、 来た人とか、アンケートの差みたいなものはあるのでしょうか。

#### (河本課長)

今、年代別を整理しています。傾向としましては、特別な10分間は携帯を使わなければいけないというのがあるのですが、携帯を使わなくとも楽しめる演出にしているのですけれども、なかなかご年配の方はその辺に気づいていただけないということがあります。あと、10分間以外の50分間は常に映像を流していたり、広場にバラの花の演出がありましたので、そちらのほうは写真をたくさん撮られたりとか、あるいは家族連れ、子供たちに映像のところで遊んでいただいたりというのはかなりありました。

# (安藤係長)

少し補足しますと、市の広報紙の12月号で、このイベントについて告知を大々的にしたのですが、 それ以降、年配の方も含めて多世代の方が市報で見られて、カメラを持って写真を撮りたいということで会場に足を運んでいただけたという印象を持っております。

#### (西村部会長)

ありがとうございます。よろしいですか。全体として割合、高評価だったということですね。この メンバーにも、それなりに評価していただいているようです。ありがとうございました。

(3) 市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について(報告)

議事3について、事務局から説明を行った。

# (西村部会長)

この2点に関してはこういう形で修正案を出していただいておりますが、いかがでしょうか。特になしということですね。ありがとうございました。

(休憩)

(4) 魅力ある都市景観の形成について(審議)

議事4について、事務局から説明を行った。

# (梶山書記)

中島委員からご意見をいただいております。今回の資料につきまして、ステップが明確で位置づけもはっきりしていて、わかりやすいと思いますということ。あと、アイデアもとても魅力的でしたということですが、交通についてもう少し考えてもらったらうれしかったですというご意見をいただいております。

# (西村部会長)

ありがとうございます。それではこの件について、今回と次回で議論をやるということなので、ぜ ひお願いしたいと思います。

# (国吉委員)

募集されるときに一定の方向が出されていないと、今日、書かれているだけでは非常に漠然としていて、抽象的だと思うのです。それで、ある程度これまでの都市景観づくりを踏まえながら、新たなことにもチャレンジするというような表現があるわけですが、例えば2ページの右側に、21世紀を象

徴するような新しい都市デザイン・景観形成「4つのコンセプト」と書いてあります。それで、2番目の「対比と調和を両立させること」の中でいろいろ書いてあるわけですが、各地区がいろいろなことをやってきたと書かれています。その中で、みなとみらい21地区に匹敵するインパクトを持つものとなりますと書いてあるわけです。これは、みなとみらい的なことをやってくださいと誘導しているように見えるのです。これはだから、超高層をやってくださいと、構いませんよと、事務局としてはそういうふうに言いたいのかと。ちょっと、みなとみらいがもう一つ向こうにできるということを誘導しているような感じがして、いきなりそういうことでいいのかどうかということを議論しておく必要があると。

それから、これまで山手地区からの眺望景観とかを言ってきたわけですが、これを完全に担保するのか、それとも、こういうことだったら工夫して新たなものが入ってもいいよというのか。その辺をどうするか、何も触れていないと、山手地区は高さ30メートルそこそこしかないわけですから、そこに大きな壁ができてくるという状況になってしまわないか。現状の低層の倉庫のままということはあり得ないわけですが、その中で山手地区との関係も維持しながら、どう魅力的なものをつくるかというところを、やはり相当工夫してもらわないと難しくて、それをどういうふうに表現していくかというのが課題かと思います。

全体を見ると、事務局の趣旨はこれからの山手からの眺望は別にして、超高層でもいいからどんどんすごいものをつくってくれというふうに、はっきり言って私には見えてしまうのですが、いきなりそういう誘導をしていいのかどうかということを、書き方もいろいろあると思うのです。次に出てくるのにどういうふうなものが出てくるか。それが最後だとなってくると、その辺のことをちゃんと議論しておかないとまずいなという感じがありまして、事務局ではその辺はどういうふうにお考えなのかということをお聞きしたいです。

#### (松嵜部長)

国吉委員にそう捉えられたということであれば、我々もまだ文章能力が足りないかという認識はしております。まず、みなとみらい21地区に匹敵するインパクトを持つものということに関しましては、山下ふ頭については新しいものができるし、山下ふ頭の基本計画でも新しい顔ということを述べています。イコールそれが超高層ビルを建てろということでは全くなくて、どうしても時代の経過によって新しい街ができてくる。山下ふ頭にも新しい街ができてくる。それはやはり新しい顔になる。そういう顔を持ちつつ、かつ全体の街との調和を図るという意味合いで書かせていただいているところでございます。ギラギラの超高層ビルを誘導しているわけではございません。時間的な対比ですとか周辺との調和を求めながら、新しい顔をつくっていきたいという形で、端的に言うと、変な街は防いでいきたいという趣旨でございます。

それと、山手地区からの景観でございます。どうしても新しい景観が創出されます。内部の議論では、新しくできる景観が、今の景観の価値を超えるものであることというのが一つ評価軸だろうという中で、長期的にこういうものができてよかったということで、価値を持ち続ける景観をつくり出したいということが一番の趣旨です。ですが、もしかすると失われる景観もあるかもしれません。要は、新しい景観が今までの景観以上の価値を持つものを求めていきたいと。それが、時間的にも横浜の景観を高めるものだという認識を持っていますので、決して今の景観を壊して自由につくっていただいていいという認識でもないという趣旨でございます。

# (国吉委員)

そういう意味では、4番目の「21世紀の横浜に必要とされる都市機能を"魅せる"都市デザイン」というところの中にSDGsのことなども書いてあるわけです。こういうものが都市のゴールとなるようなものを示せるかどうかというのが結構重要であって、その中では山手地区、街への風通しのよさとか、そういうものもあります。だから高いのが全くだめということではないのですが、それがうまくバランスできるかどうかみたいな、その辺が勝負だと思うのです。今まで参考に出てきた図面がたくさんありますが、あれを見るととんでもない壁みたいなものがわーっと出てきたりとかもありますから、その辺はこうではないよみたいなことを何か示していってほしいという感じはします。

また、その次のページの3、アイデアの下のほうに図面があって、山下ふ頭地区も四角く囲ってあるのですが、これは超高層を誘導しているのかというふうに見えてしまうのです。これは何かもうちょっと、3つの場所に特色があるというのであれば、半円形ぐらいで書くとか、みなとみらいよりでかいなというふうに見えてしまって、自由にできると思われても困るので、その辺も含めて、ある意味で相当アイデアや工夫が必要なのだということを、かなり強く言っていかないといけない。つまり、これが事業コンペみたいになってしまうと、出てきたもの以外のものは選択肢としてないわけだ

から、そこに至る前に、市庁舎跡地のプロジェクトのコンセプトブックのような感じで、例をいろいろと示して、やる場合はこういう工夫があるといいということが、横浜の意思として伝わるような準備をぜひすべきだと思います。

# (松嵜部長)

ご指摘の表現については、ぜひ修正させていただきたいと思います。今、アイデアという形で示させていただいて、それをどこまで深化できるかというところのご指摘だと思いますので、そのあたりは極力ご意見を踏まえて、プラスアルファ、どこまで深化できるかということについては検討してきたいと思います。ただ、どうしてもタイムラグがございますので、それを踏まえた形で次回もお示しさせていただきたいと思います。

# (国吉委員)

それは全部表現できなくても、多分、事務局で募集するときに事業者説明とかがあるのでしょうから、私が言ったのが全てではないのですが、きめ細かな工夫が必要なのだということです。必ずしも、市民全員の賛意をまだ得ているわけではないので、そういうことも踏まえて乗り越えられるような工夫が必要なのだということはきちんと説明の中でも補足するとか、そういうことも必要だと思います。

# (鈴木委員)

1事業者が決まるということで、短期間でこれだけ広い地区の再開発をするということですが、みなとみらい地区でも1事業者ではなくていろいろな事業者がやって、それぞれ個別に案件を横浜市でも検討するという、それなりのきめ細かさがあったのです。そうでなくて、こういう方針でやりますというのは、1事業者の善意とか好意に頼るような内容の取りまとめ方になりはしないでしょうか。おっしゃっていることはみんな今まで横浜市がやってきたまちづくりとか都市デザインの方向性に沿っていて、一つ一つのことはそのとおりなのですが、では、この程度のラフなものを1事業者に渡しても、その事業者がどう解釈するかということが大事であって、いいものができるか、そうでもないものができるかというのは、つくっていく過程で横浜市がどれぐらい口を挟めるのかということもありますし、危険といえばすごく危険です。

みなとみらいと違って1事業者でやってしまうのは、トータルですばらしいものができますよと、デザインとか整合性があってすごくいいですよと、そういうことはよく解釈すればそうです。今のご説明も、私などは長く横浜市のこういうまちづくりとか都市デザインを見てきて、善意のとり方をすればすごくいいですが、そうでないとこれは結構ラフなので、ところどころうまく使われてしまうこともあるわけです。だから、その辺をもうちょっと詰めていかないと、どうにでも解釈されてしまうのではないかと、私はそちらの危険性のほうを今、心配しております。

# (西村部会長)

むしろもうちょっと踏み込んだものがないと、それを捉えてこういうふうなデザインをしました、 だから合っていますみたいな形でとられてしまいそうだという心配ですね。

# (松嵜部長

まず、制度的なことを1点申しますと、事業者を公募した後に区域整備計画というのをつくります。それは、事業者がつくるだけではなくて、横浜市と協働してつくるという法的な位置づけになっていまして、要は共同で国に申請するという形になっています。もちろんその中の過程で、プランについてこの場でご審議いただきますし、横浜市も責任を持って事業者コントロールをしていくという形になっています。ただ、多分ご懸念になっているのは、大規模な事業者をどこまで横浜市がコントロールできるのだろうかということであろうと思いますが、そこはやはりいいプランをつくって国に申請して、ほかの都市と競っていくという横浜市の責任において、しっかりとコントロールしていきたいと思っております。

もう一点申しますと、やはりみなとみらいが33年間かけて概成してきたという歴史性、そういうまちづくりと、今回たかだか5年間の整備期間でみなとみらいに匹敵する投資をして整備をしていくということで、大分まちづくりの手法は違います。そういった中でデザインのコントロールの仕方を含めて、今回はある意味チャレンジ、挑戦という形でさせていただいて、そこは責任を持って我々は取り組んでいきたいという考えでございます。こんな説明で不安の解消になるかどうかわからないのですが、一応そういう決意は持っておりますので、よろしくお願いいたします。

# (大西委員)

どういう選定基準とかそういうものもあるとは思うのですが、確かに最初の公募をして、投資規模 にしても大変大きなもので、事業者側も最初の計画どおり順調にその後も進めばいいわけですけれど も、もしうまくいかなかった場合、また軌道変更というようなことも可能性としてはあります。そう すると、まだ決まっているわけでもないかもしれませんが、業者選定や何かのときに、そういうこと も含めた募集要項みたいなこともお考えなのでしょうか。

# (松嵜部長)

今、国が示している基本方針案には、事業公募のときに、最終的に事業者と結ぶ実施協定というのがあり、リスク管理も、例えば事業破綻したとか、災害が起こったですとか、いろいろなファクターがございます。そういった実施協定の案もつけることが可能ですという形で、今、我々も実施協定は検討していて、最終的には事業者と、そういったいろいろなリスク管理の協定を結びまして、それは補償も含みます。区域整備計画を最終的に国に申請する際には、その案もつけなさいということで、事業の継続性ですとか、担保性など、そういった面についても国が審査をしていくという基本方針案にはなっています。そういったところで抑えられていくのかなという認識をしております。

# (関委員)

この場所は、今は一般の人は基本的には入れません。以前、たしか横浜トリエンナーレの会場になって、倉庫を使った展示とかが、期間限定ですけれどもあって、奥まで入っていくと、そのときだけ開かれていた場所だったわけです。今、たしか山下公園に接するところが観光バスの停車場だけになっていて、その辺だけは人が入っていますが、そういう意味では山下公園とつながっている場所で、当然中華街、山下、山手という、今でも賑わいと生活がある場所がすぐ接しているところで、そこにこういうものができると。みなとみらいは埋め立てた新しい土地ですが、既存の場所で、ふ頭として長い歴史があった場所をこういう形で、それも短期間で整備していくというので、相当いろいろなことを考え尽くさないと、ほかの委員もおっしゃられているようにスピードが速すぎるのではないかということです。それが逆にチャレンジだとおっしゃることもわかるのですが、果たしてそういうチャレンジでここを使っていいのかみたいなことは、逆に市民の一人として基本的に感じています。

あとは、どうしても話題になるのは、日本型IRの中に、カジノというものがないと事業が回らないという整備の仕方を選ぶとすると、多分それだけではなく、この場所をより魅力的な場所にしていくというのはいいと思いますが、既に平成27年につくられた計画があるわけで、それを実際に実現する整備手法としてこれを位置づけているとのことですが、何か言葉尻を捉えると、整備手法ということであれば、いろいろな方法、いろいろなアイデアというのがあったのではないかと思うのですが、今もうIRというところにかなりフォーカスしてしまっているところがあります。もうちょっと距離を置いて、いろいろな整備の仕方、どうするかというのが全くほかになかったのかというのが一つ、根本的に疑問があります。

それから、さっき言いかけたカジノという施設は、最近いろいろな人が発言している中で、実際にアメリカでカジノ施設というものの建築の設計のプロフェッショナルという方がおっしゃっているのは、それはあくまでも閉じ込めると。そこに1日でも2日でもずっといると。あるいは、マシンとか何かが置いてあるところを動線上に必ず置いて、そこから出られないで循環するような、滞在させるような設計をしないと成功しないみたいなことをおっしゃっていました。それが正しいのかどうかわかりませんが、多分それは一理あると思うのです。そういう意味では、せっかく今までふ頭機能ということで物流の中核施設ということで長い時間あったところが、一般に開かれて、まさにいろいろな人がここで交流できるし、リゾートというのは繰り返し何度も訪れる場所ですよね、そういう場所になるのかというのをちょっと心配しております。

あと、今日ご説明いただいて、次回も検討する、引き続いていろいろ審議されるコンセプトは、ほかの委員もおっしゃるようにちょっと抽象的で、国吉委員がおっしゃられたように横浜ならではの大規模な都市整備、景観形成をやる上では、今までやってきた中のコンセプトブック的なものをつくって、それをかなりはっきりと明確に公募してくる事業者に示して、横浜市はこうしたいんだ、こうすべきなんだと考えていると、それはちゃんと突き詰めないと新しい横浜の風景、景観というのはできないのではないかと思います。それは、これから次回に向けて、もう少し具体的にいろいろチェックポイントがあると思います。山手の丘から見える風景、それから山下公園との接続、先ほどの中の交通はどうなるのかとか、いろいろなファクターがまだ漠然としているので、もう少し詰めていただきたいというのが私の意見です。特に、検討期間が4、5年と短いということで、それから、計画を策定するのも、平成27年のハーバーリゾートの計画は、多分随分時間をかけてつくられていると思うのですが、それにしてはちょっとまだ厚みがないと感じている次第で

す。私のコメント自体も抽象的で申しわけないのですが、そういうふうに思っています。

#### (西村部会長)

拙速だということと、それからエリアコンセプトブックみたいな、もうちょっと突っ込んだような、横浜側が要求するものを具体化すべきではないかと。そうしないと抽象的なので、幾らでもとれるのではないかという懸念という感じです。

# (松嵜部長)

順序立ててご説明します。まず、事業手法です。景観とは切り離されますが、今回、横浜市が判断に至った理由としては、横浜市としても大型MICEをつくっていきたいというのが、この山下ふ頭の大きな目標でもございました。ご存じのとおり、横浜市にはパシフィコがございまして、その事業経験を持っていると。パシフィコについても、余り発表されていないのですが、かなりの横浜市の負担、税を出していると。今、国が求めて横浜市もつくりたいものが、パシフィコの数倍の規模のもので、横浜もそれだけの負担をしていかなければいけない。このIRに関しましては、それをカジノ収益で賄った形で、民設民営でやるということで、事業手法としては、公費の支出を最小限に抑えて、短期間にできる手法として有効なのではないかという判断で、今回IRです。かつ、税収も入る。かつ、依存症ですとかそういったことに関しては最小限にしていきたいと。できれば、既存のギャンブル依存症を減らすような取り組みもしていきたいということで、今回判断に至ったわけです。

新聞にも、デザイナーの方がいろいろ、時計は置かないとか、窓はつくらないとか、カジノが中心で、そこを通らないとホテルだとかいろいろな施設に行けないということが掲載されましたが、世界130カ国に今、カジノがあります。いろいろなタイプのカジノがあります。今、日本が参考にしているシンガポールのIRは、決してそんな形ではございません。最新のIRについては、カジノを通って全てに行けるような形ではなくて、ワールド・セントーサも割と隅のほうにカジノがあったりする形ですし、仁川で最近日本のセガサミーがつくったカジノなどは窓もあったりします。IRというコンセプトです。

#### (関委員)

ですから、そういうことも明確に規定されるといいと思うのです。わからないのでそういう憶測が出てしまうのです。これはこうすべきだと横浜市は求めているみたいな、事例があるみたいなことを盛り込んだらよろしいのではないですか。

# (松嵜部長)

ご指摘なので、配置論ですとか、そういったことも含めて言及したいと思っております。

それと、詳細に規定していくメリットはあるのですが、まずは、これから区域整備計画が出てきたときに、ここでお示しした4つの大きな考え方を割と汎用的に大きな考え方として、しっかりとプランニングを押さえていきたいというのが今回の趣旨でございます。抽象的ではあるのですが、逆に言うと抽象的であるので、ある意味、大きくいろいろな形で適用できる考え方かと考えております。細かくアイデア、考え方を規定するという部分につきましては、先ほどのアイデアの案を横浜市としてどこまで出せるかというところだと思っていますので、そこについては努力したいと思います。まずは大きな考え方がぶれていきますと、これは根幹になってきますので、この場では4つの考え方をお示しさせていただいております。これが具体的、最終的な提案を審査するときにも大きなフレームになっていくと思っていますが、先ほど国吉委員からも少しこれは誤解を生じさせるのではないかというご指摘もありましたので、このあたりはしっかりとご意見をいただければ非常にありがたいと思っているところでございます。

# (西村部会長)

ありがとうございます。まず一周発言していただいたのでセカンドラウンドに行きたいと思うのですが、多分今、ご意見や質問が出ているのは、そういうことを議論するにしてもこの4つをやっていいのか、その前段に共通の認識がないとなかなか先に進めないということでいろいろ質問されていると思うのです。ついでに私も4つの柱の前に質問なのですが、そもそも具体的にどれぐらいの開発、延べ床だとか、それが具体的に、ものによってどれぐらいだというのが、敷地がわかっているわけですからある程度わかっているのではないかと思うのです。そうすると、それで具体的に粗設計をするとどんなものになって、ホテルみたいなものを建てるとすると、これが何本ぐらい建ったらどうなるかとか、こちら側にある程度の想定があって、だからこういうことが言われているのか。例えばみなとみらいに近いような話になるからこういうことが書いてあるのかとか、その辺の前提となるボリューム感みたいなもののイメージが我々にはわからないのです。その辺はどうなのですか。

# (松嵜部長)

まず一つは、国でMICE施設ですとか国際会議場など、施設の規模をこの中から

選ぶこと。例えば、展示場につきましては、2万平米、6万平米、12万平米というセットで、国際会議場が1000人、3000人、6000人という、そのセット論で選びなさいという規定があって、次回お示しする横浜市の基本的な方向の中では、法の規定の中でこのぐらいの規模を事業者として提案してくださいと。ホテルに関しても、10万平米以上はつくりなさいと。今、事業者には

4000室ぐらい提案してくれないかということもRFCで述べています。それは、横浜市のホテルが今 1万9000室しかなく、稼働率が80数%ということで、ほとんど満杯で回っているという背景もあり、そういった提案も求めていきますので、実施方針の中で横浜市としてこれぐらいのホテル群をつくってほしいですとか、それは次回お示しできると思います。

# (西村部会長)

そのボリュームスタディーがあると、具体的にどういうふうなことに関して我々が議論することができるかということになるので、それがないと共通のイメージがなかなか湧きにくいと思ったのが1点です。

それともう一つは、共通で言われているのは、あまりにもスピードが速いので、デザイン密度からいって多分模型を大きくしたみたいなものができてしまうのではないかという不安です。そういうものがすごく皆さんにあるのではないかと。それは共通しているわけです。

さて、セカンドラウンドでいろいろ意見をいただきたいと思うのですが、何かありますか。

私からまず言わせてもらうと、先ほど言った4つのコンセプトのうち、内から見るのと外から見るのとあって、コンセプト2は外から内を見るとおっしゃいましたよね。でも、説明を見ると、対比と調和を両立させることというコンセプトだと、外から内ではなくてもいろいろなことが言えそうな感じなのです。外から内をきちんと見るということだったら、上の箱はそういうことになっているわけですが、下の箱はもう少し中の土地利用みたいなことをやっているので、もう少しはっきりと外から中ということでまとめたほうがいいのではないかと思うのです。そのときに、先ほどから出ているように、山手だとか関内とか周辺でいろいろなことをやってきて、思いがあるわけです。そこでやってきたことを尊重してほしいということがあるわけだから、そこのところをきちんと書いた方がよいかなと。外を見ろといっても情報が、勝手に始めてくださいみたいな感じなんですよね。せっかくいろいろな固まりの絵であって、外のゾーニングができているわけで、そのゾーニングで今までやってきて思いがあるわけですから、その説明を書くのではないか。そこをもうちょっと明確に言ってもらって、尊重しないといけないのではないかと私は思いました。

# (関委員)

少し具体的に指摘させていただくと、例えばみなとみらい地区の建物の高さのあり方というのは、海側は低くして陸側に上げていくような、スカイラインのコントロールというのは当初からあったわけです。それから、幾つかの大通りの何とか地区、何とか地区、それにクロスしているみたいな、かなり都市デザイン的なレベルというかフェーズでのコントロールがあって、多分それがすごく効いているので、時間がかかってもどんどん新しくできていく建物はその枠の中でやっているし、建ペい率とか、容積率のいろいろな意匠とか、あったと思うのです。あと、山下ふ頭というのはどちらかというと海に突き出している。3本指がありますが、大さん橋が何本かあるみたいなふ頭ですから、行きどまりの、まさにふ頭的な形態の場所です。それをどういうふうに考えるか。手前と奥の使い分けみたいな、海側と公園側、陸地側みたいな、そのゾーニングというのは多分出てくると思うし、それをどういうふうにするかという中で、敷地内の交通移動手段のネットワークを深くしたり、つなげたり、ゾーニングとサーキュレーションをどう考えるかみたいなことがあると思うのです。そういうところは、フレキシブルに事業者に考えていただくというよりは、多分お任せではなく、少しはっきりしたほうがいいと思います。

もう一つ。この場所は、インナーハーバーのリングになったときの半円形の一番端というか、端部です。つまり、海沿いのラインというのも出てくると思うので、景観的に外側からも内側からも、陸側からも海側からもという、その辺をもうちょっと突っ込んで、この場所を都市空間のウォーターフロントの一部としてもうちょっと明確に位置づけることで、だからこういうふうなレイアウトをしよう、どこに何を建てようみたいなことにスムーズに誘導できるような、そういうコンセプト、そういうレベルでのリクワイアメントがあったほうがいいのではないかと思います。次回までに考えておきますけれども、そういうことを少しつけ加えていただきたいという要望です。

# (西村部会長)

ありがとうございます。みなとみらいのような、もうちょっと突っ込んだフィジカルなものに関する提案と。関連してですが、ふ頭の開発基本計画の中に、割合とゾーニングが書いてありますけれど

も、これは前提にするのですか。

# (松嵜部長)

例えば、緑の都市軸ですとか、歩行者動線は2階レベルで、これは津波を想定していますが、そういった形でやるとか、基本的な考え方は踏襲するという形にはなると思います。

#### (西村部会長)

そうしたら、これをベースにしながら、今あったようなもっとフィジカルな都市デザイン的な意味でのガイドラインみたいなところに突っ込んだほうがいいのではないかというのが、関先生のご意見だと思います。

# (鈴木委員)

コンセプト3ですが、都市の記憶というのが3つ目の一番下のところにあります。昔の古い写真が載っていますけれども、これは都市の記憶というよりも、何をどう空間にとどめるのですか。山下ふ頭のどういう歴史をとどめる空間をどんなふうにつくるという、そういう具体的な案とかイメージはあるのですか。あまりにも抽象的です。どこを、何を都市の記憶としてとどめようとしているのかというのがわからないです。

# (松嵜部長)

皆さんの前で言うのもお恥ずかしいのですが、これまで都市デザインでやってきたいろいろなやり方、例えば、歴史的な遺構、海岸線の石積みですとか、レールだとか、中にあった軌道敷を残しながら、昔はこういう機能があったということをちゃんと記憶にとどめる整備をするとか、そういったレールを使ったモニュメントにしていくとか、今、関内でやっているビルについてもファサードを残すですとか、そういったことをやられていますので、しっかりと山下ふ頭の歴史性を刻むことも一つのアイデアではないかという提案をさせていただいているということです。手法については、国吉委員の前で私がいろいろ言うのはお恥ずかしいのですが、そういったいろいろな提案を求めていきたいということで、やはり新しいものだけではなくて、地歴というのでしょうか、都市の記憶をとどめておくことは、一つのアイデアとしてご提案いただいてもいいのではないかという趣旨です。

# (鈴木委員)

同じページのコンセプト4に関しましても、真ん中の「地区の活動・賑わいを見せる」では、割と地域と密着したような、例えば元町であるとか、それぞれの小さなエリアの地域地域がやっているようなことも書いてあったり、SDGsとか、ガーデンシティとか、今、はやっていることを並べて、最後にとってつけたような印象です。これも入れていかなくちゃ、あれも入れていかなくちゃみたいな感じで、最初のころの大きなデザインというか、まちづくりの説明から、急に最後のところで地区のことも考えましょうみたいな感じの印象を持ってしまうのですが、これはそういう大きな開発の中に必ずこういうことを入れていくというふうにお考えなのですか。

# (松嵜部長)

「地区の活動・賑わいを見せる」に関しましては、やはりここの位置づけが、山下ふ頭の中でも交流ですとか賑わいということなので、例えばダンスパフォーマンスだとか、そういった人々が活動できる場ですとか、そういった演出、そういうことを誘発するような空間づくりが求められますということです。単に人が集まるだけではなくて、そこに人がとどまる、交流する、そういった空間設計、景観づくりです。ガーデンシティ横浜に関しても、賑わうことで人々が集まり、そこで何か活動が行われてくる。休憩するだけでもいいと思うのですが、そういった誘導をしていきたいという横浜市としての大きな思いがございまして、こういった提案をさせていただいているということです。単に広場をつくればいいということではなくて、そこに持ってくるソフトメイキング、シナリオを含めた形で提案していただきたいという趣旨でございます。

# (森課長)

少し補足させていただきますと、山下の基本計画の中では、親水性豊かなウォーターフロントということで、山下ふ頭の一つの大きな魅力である水辺のところで、水上のアクティビティーなども積極的にやってほしいということを計画の中でも言っております。そういったものと相まって、人々の賑わいですとか活動というものも、景観全体の中の一部だというところをしっかり書いていきたいという思いで、ここに入れさせていただいております。

# (関委員)

都市の記憶のところで、テキストも少ないしネタがないのかなみたいに思ってしまうのですが、例 えばみなとみらいの中では中央地区と新港地区があって、新港地区には赤レンガ倉庫があって、ある いは日本丸が係留されているドックのようなものが歴史的遺産として残って、それをきちんと保存したり再利用して新しくしたのがよかったと思います。ここの場合はふ頭で、それほど歴史的な建造物が施設として価値があるということではないですが、でも、戦後史の中で、港湾都市としての横浜の発展を担ってきた場所ですから、それは何らかの形でこの場所にその記憶を保存するというか、そこに行くとその記憶がよみがえってくるような場所をつくるというので、例えば博物館的なものを施設として置くとか、いろいろな方法があると思います。あと、船が着いていたわけですから、ここにも接岸するようなファンクションも考えられるでしょう。例えば、ベネチアは、MICEというのかはわかりませんが、ビエンナーレとかトリエンナーレがあって、その会場は、昔その帆船のロープをつくっていた工場です。そういうところは古い建物が使われているわけです。この中で何か特定のものを残すということはないにしても、その記憶をとどめていく手法というのは幾らでもあると思うので、そういうところをもうちょっと書き込んでもいいのではないかと思う次第です。

# (大西委員)

今までの話題から横道にそれてしまって恐縮ですが、山下の開発計画はIRということをターゲットにしているわけですよね。残念ながら、私はIRについての知識がほとんどありません。一応、ニュースや何かだとIRの成功例としてシンガポールや何かの例がよく出てくるわけですけれども、シンガポールももちろんマスタープランのこういうことがよかったのだとか、だけど、100%いいことばかりではなくて、その後、問題点や何かも出ているのではないのかと。そういうことも参考までに、資料がもしあるのならば提供いただけると、非常に参考になると思うのです。そういうものはございますか。

# (松嵜部長)

シンガポールにつきましては、成功例として挙げられていて、この4月にまた拡張するということで、再度施設を増強し、2つのIR自体が1.5倍になります。ちょっと負の面を洗ってみますが、ご提供できるようであればご提供したいと思っております。

# (大西委員)

よろしくお願いします。

# (西村部会長)

逆に言うと、シンガポールのうまくいっているところを学んで、山下ふ頭でやろうとしたらどういうことになるのかという意味で、こういうところを参考にするということもあるような気がします。

# (松嵜部長)

シンガポールを全てまねるつもりは我々もなくて、シンガポールがアジアの競争相手になりますので、それを踏まえながら、それを超えるものをつくりたいという思いがございます。そういうことも含めて、今回やっていきたいと思います。

# (国吉委員)

シンガポールはもともと華僑が中心となってつくられた街ですから、やはり華僑のネットワークで生きていると思うのです。それから、もともとIRみたいなものにどういう人たちが来るのかというのが、華僑が本当に来るのか、華僑以外に思っているほど金を落としてくれる人が来るのか、その辺が一番見通せないところだと、皆さん多分思っていらっしゃると思います。そういうことで、必ずしもシンガポールのようにはならないだろうとは思うのです。

それは別として、やはりシンガポールは、もともとのオーチャードホールなどがあった旧市街地からどんどん外側に発展していって、新市街地をつくっていって、オフィス街をつくっていって、シンガポールリバーの向こう側につくったのです。それの延長上にサンズの地区はあるわけで、みなとみらいの延長上にあるような感じでできているのです。ロケーションが全然違うので、東神奈川とかあちら側、あるいは大黒ふ頭につくるのであったらまだ割とそういうのもありますが、横浜のロケーションを生かしたつくり方を考えていかないといけない。松嵜さんもそう思っていらっしゃると思うけれども、200メートルの空中回路はいいねとか、二番煎じをやるようなみっともないことはやめてほしいという感じです。

ついでに言いますと、大さん橋のコンペをやったときに、港湾計画のもともとの案では、あそこの中に高層ビルのホテルの計画があったのです。それは、大さん橋をやるときには、みなとみらいからベイブリッジへの眺望というものを閉ざしてしまうし、あそこに巨大なものをつくるのはやめていこうと、高秀市長からもそういう話がありました。それで、あっさりと募集では高さ20メートル以下に制限するということになりました。ホテルを建てれば人が来るでしょうが、ホテルの人だけが喜んでも困るので、周りの景観を生かすためにあれはやめましょうという発想になったのです。そういう、

つくられてきた経緯などもちゃんと伝わるようにしておいてください。高いのは絶対だめということではなくて、そういうことを踏まえて、山手の丘からどういうふうにつながってくるのかとか、横浜らしい独自の景観だから、環境やSDGsの時代にふさわしい、ほかでないような試みが必要だと思いますので、ぜひよろしくお願いします。

# (西村部会長)

あとは、海外の事業者が提案するので、海外の事業者にうまく伝わるかという点でも見てほしいと。それから、1つの事業者なので、ある意味全部コーディネートできるという意味では、いろいろなところがやるのと違う性格があるけれども、そういう視点で見るとどうかということも議論のポイントの一つとしてあるのですが、どうでしょうか。

あと、もし僕だったらどうやるかなと思いながら見たのですが、4つの柱のうち、先ほどあった2が外からだったら外からはきちんとやってほしいというのと、3が内からだったら内からということを、全体、総体としてやってほしい。

それからもう一つは、今まで基本計画から何から横浜がやってきたことがあるわけだから、それを ちゃんと勉強して、何でこれがあると全体をエンハンスするのか、強化できるのかということを、彼 らなりにちゃんと説明しろということを言ったらいいのではないかと思うのです。そういうものをや ってもらわないと、全然関係ないものをやってもらうのは全く意味がないわけなので、これをやるこ とが、いかに横浜が今までやってきたことを完成することにつながるのかと。例えばインナーハーバ ーですね。

それからもう一つあり得るとすれば、細部にものすごくこだわってほしいというのがあると思うの です。市役所の跡地でも今まですごくやっているのに、ここは一個一個のところに言えないわけです よね。でも、いろいろな意味で細部にすごくこだわるための手がかりはあるわけです。書いてあるよ うに、水辺とか緑の軸とか賑わいとか、地区レベルのものすごい工夫をさまざまやって、具体的にそ ういうものを各所にちりばめてそれがつながるとか。単に大きなのっぺらな建物があって、同じデザ インでつながっていて、模型で見ると格好いいけれども大きくなってみると本当に単調になってしま わないような工夫をする。そのためには、ひょっとしたらそれぞれがデザインを変えたりしないとい けないかもしれないけれども、そういう工夫ですよね。全体を魅力的に、多様だけど統一している と。それは今までいろいろな人がやって、それがあるルールのもとにあるから、多様だけど統一され たような街をつくってきたわけですよね。ここは一事業者でやるので、200メートルも300メートルも 同じデザインが続いたのでは軍隊みたいじゃないですか。そうすると、多様性と調和というのを一体 としてやるにはどんなことができるのかというようなものを入れたらいいかと思います。もう少し、 都市デザインに関してここで貢献するというのが最初に来るのかなと。外からと内からとあって、そ して多様な、でも統一感ももたらせるような工夫というのは一体何なのか。それをみなとみらいで既 にやられている例も示しながら、ここだったらあなたたちは何をやれるのかというようなことを考え てもらうとか、私だったらそうやるけどねという感じです。

# (松嵜部長)

アドバイス、ありがとうございます。先生がおっしゃるように、資料1に書いてしまったのですが、今までの都市デザイン、ストーリーを踏まえて提案してくれというのが出発点でございますので、それをできれば2ページにもしっかりと書き込んで、前提にしていきたいです。それと今、先生がおっしゃった多様で細部にこだわっていくと、画一性のある空間づくりではないということは、5つ目の視点で書いてもいいかという気がしています。ちょっと中で議論して、工夫させていただきます。

# (西村部会長)

時間がないところで大変ですが、よろしいでしょうか。私がすごく感じるのは、例えば山下の開発基本計画、既にこういうきちんとしたものがある程度あるので、それでそこからスタートしてこういう議論ができるという感じがします。これが全くないところでやると、ここからつくらないといけないとなると、本当に向こうにお任せで考えてもらうみたいになってしまって、変な絵が出てきたというようなことになってしまうので、その意味では今まで横浜がずっと長いことやられてきたことが、短い時間ですがある程度はやれると思うので、ぜひ頑張ってもらいたいと。短期間だけれどもレベルを上げて、さすが横浜だというぐらいの注文ができるようなものをぜひつくってもらいたいと思います。

# (松嵜部長)

ありがとうございます。

# (西村部会長)

ということで、幾つか注文が出ました。それはそれでまとめませんが。皆さん優秀なのでわかっていると思いますので、やってください。いいですかね。

# (梶山書記)

今日のご意見を踏まえまして、次回の2月26日にコンセプト、アイデアともまたブラッシュアップしたものについて、ご意見をいただきたいと思います。事前にもお送りさせていただいて、皆さんに確認した上で次回を迎えたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

# (議 事 終 了)

# (梶山書記)

ありがとうございました。本日の審議の詳細な内容につきましては、議事録の確認をもって審議内 容の確認とさせていただきたいと思います。

本日の議事録につきましては、横浜市の保有する情報の公開に関する条例に基づき、審議会の議事録について、あらかじめ指定した者の確認を得た上でそれを閲覧に供することとなっておりますので、議事録は部会長の確認を得ることとさせていただきます。

# (西村部会長)

次回のことについてお願いします。

# (梶山書記)

次回は2月26日水曜日の9時45分から、横浜市開港記念会館にて開催する予定です。

# 閉会

# 資 料

- ・次第、参加者名簿、座席表、第19回議事録
- ・資料1:景観制度の見直し検討について
- ・資料2:創造的イルミネーション事業について
- ・資料3:市庁舎移転に伴う横浜市景観計画・関内地区都市景観協議地区の変更等について
- ・資料4:魅力ある都市景観の形成について

# 特記事項

- ・本日の議事録は、部会長が確認する。
- ・次回の部会は、2月26日(水)9時45分より、横浜市開港記念会館にて開催。